

千葉県自治会館空調設備等更新工事仕様書

1 業務名

千葉県自治会館空調設備等更新工事

2 業務の目的

本業務は、千葉県自治会館に発注者の指定する仕様を満足する空調機の設置を行うものであり、設計図書（本仕様書、図面をいう。以下同じ。）に記載されている項目を関係法令に基づき、具体的に計画し、業務を行うことを目的とする。なお、設計図書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、設計図書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な施設、又は業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において全て完備しなければならない。

3 対象施設の概要

名称：千葉県自治会館
住所：千葉県千葉市中央区中央4-17-8
用途：事務所ビル
構造：鉄骨造（地下はSRC造）
階数：地上9階、地下2階、塔屋1階
延床面積：8,108.06 m²

4. 工期

令和8年3月30日まで

5. 業務内容

(1) 工事内容

千葉県自治会館内の空調設備（GHP 室外機30台、GHP 室内機84台、EHP 室外機4台、EHP 室内機4台、全熱交換器56台）を更新するため、機器の調達及び機器搬入据付、既存機器搬出に係る一切の工事を行う。

ア 空気調和設備（GHP 室外機30台、GHP 室内機84台、EHP 室外機4台、EHP 室内機4台）の更新

- ・配管、ダクト類は再利用
- ・チャンバーボックスは更新

- ・リモコンは更新（配線は再利用）
- ・集中リモコンは更新（配線は再利用）
- イ 全熱交換器（56台）の更新
 - ・ダクト類は再利用
 - ・集中リモコンは更新（配線も更新）
- ウ 加湿給水管の更新
- エ 天井解体復旧工事
 - ・設備の更新に影響ある範囲の天井解体復旧
- オ 電気設備工事
 - （ア）電灯設備
 - ・天井解体復旧に伴う、照明器具の取外し再取付。
 - ・室内機更新に伴う、配線の取外し、再接続。
 - ・一部、新規に配線あり。
 - （イ）動力設備
 - ・室外機更新に伴う、配線の取外し、再接続
 - （ウ）拡声設備
 - ・天井解体復旧に伴う、スピーカーの取外し再取付。
 - （エ）監視カメラ設備
 - ・天井解体復旧に伴う、監視カメラの取外し再取付。
 - （オ）火災報知設備
 - ・天井解体復旧に伴う、感知器の取外し再取付。
- カ 上記アからオのほか、本工事に支障のある設備等の解体及び復旧又は撤去及び再取付。
- キ その他
 - ・既存冷媒の回収及び処理
 - ・冷媒の充填
 - ・試運転調整等
 - ・既存機器の撤去

（2）既設機器等の処分

撤去した既存機器及び発生材については、受注者の責任で関係法令に従い適切に処分すること。また、産業廃棄物を搬出する際は都度積載した車両の写真を撮影し、完成時のマニフェストの写しを提出すること。その他、関係法令に従い適正に処分・廃棄したことをしたことを証する書類がある場合は、関係書類を提出すること。

（3）試験及び検査

本工事施工にあたり、法令等に基づく各種試験（水圧試験、気密試験・絶縁抵抗測定等）を行う必要がある場合は検査試験成績書を工事完了書類に添付すること。

(4) 関係法令に基づく申請及び報告

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を行うこと。

6. 既設（撤去）機器

図面のM-35 空調設備 機器表-1（撤去）、M-36 空調設備 機器表-2（撤去）、M-37 空調設備 機器表-3（撤去）、M-38 換気設備 機器表（撤去）に記載の機器

7. 調達機器

図面のM-06 空調設備機器表-1（改修）、M-07 空調設備機器表-2（改修）、M-08 空調設備機器表-3（改修）、M-09 空調設備機器表-4（改修）、M-10 空調設備機器表-5（改修）、M-26 換気設備機器表-1（改修）、M-27 換気設備機器表-2（改修）に記載の仕様と同等のものとし、空調能力については同等又は同等以上のものとする。ただし、電気容量等において既設の電源設備等に適合するものに限り、当該機種規格以上に優れた製品については同等品可とする。

8. 提出書類について

(1) 内容

工程表、施工関係図書（施工計画書、機器設計製作図、施工図面、使用機器材料リスト、下請業者リスト、実施工程表等）工事完了書類（打合せ議事録、工事写真、検査試験成績書、工事報告書等）、工事完成図書類（完成図面、機器取扱説明書、官公庁類手続書類、緊急連絡表等）、保証書、フロンガス充填・回収証明書、マニフェスト（写し）

(2) その他

受注者は、その他発注者が必要に応じ指示する書類がある場合は、速やかに指示する書類を提出すること

9. 実施方法

(1) 受注者は、工事の施工にあたり関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。なお、関係法令等の運用は受注者の負担において行うこと。

(2) 監督職員及び関係者と協議し千葉県自治会館の運営に支障がないよう施工すること。

(3) 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い施工関係図書を提出し、承諾を得てから製作及び施工に着手すること。

(4) 工事の実施にあたり、事前に監督職員と協議のうえ、実施工程表に基づき実施すること。また、作業の安全には十分注意すること。

- (5) 工事については原則、夜間及び土日祝日に行うものとし、日中の運用に支障がでないようにする。
- (6) 工事施工期間中に空気調和設備が使えない場合は、空気調和に係る代替手段を受注者の費用負担で用意すること。
- (7) 調達する機器はすべて新品とする。(リサイクル品不可)
- (8) 工事に必要な雑材消耗品等は、すべて受注者の負担とする。
- (9) 発生材は適正に処分すること。
- (10) 工事実施にあたっては、労働安全衛生法を遵守し、施工すること。
- (11) 回収した冷媒については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて、適正に回収・処理等を行うこと。また、冷媒の回収・充填量について報告すること。
- (12) 設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」
「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）」
「建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和４年版）」による。
- (13) 適用基準等
 - ・「建築工事標準詳細図」（令和４年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（令和４年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（令和４年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」国土交通省大臣官房官庁営繕部

10. その他

本仕様書の定めのない事項、又はこの仕様書についての疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする